

大崎市議会会議規則の一部を改正する規則

大崎市議会会議規則（平成18年大崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「，参考人」を「及び参考人」に、「第93条」を「第93条の2」に改める。

第3条中「また」を「，」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第15条中「再び」を「，再び」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし，会議の議題となる前においては，議長の許可を得なければならない」に改め，同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条の見出し中「の報告及び少数意見者」を「及び少数意見」に改め，同条第1項中「調査した」を「調査をした」に改める。

第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「，議会の承認を得て」を加える。

第50条及び第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第54条中「討論した」を「討論をした」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第65条中「答弁しがたい」を「答弁し難い」に改める。

第76条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第1章第9節の節名中「，」を「及び」に改める。

第84条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第2項中「テープ等」を「音声等」に改める。

第85条中「配付（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する」を「配付する」に改める。

第93条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第93条の2 この章における出席委員には、大崎市議会委員会条例（平成18年大崎市条例第274号。以下「条例」という。）第14条の2の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第99条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第113条中「すべて」を「全て」に改める。

第115条第1項中「すべて」を「全て」に、「、又は」を「又は」に改める。

第116条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出て、その許可を得なければならない。

第117条に次の1項を加える。

- 2 委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第124条中「答弁しがたい」を「答弁し難い」に、「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付に代えることができる」に改める。

第126条中「第1章第4節」を「第1章第4節」に改める。

第128条に次のただし書を加える。

ただし、条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第130条第1項第1号中「方法」の次に「(オンラインによる方法で出席してる委員にあつては挙手の方法)」を加え、同条第3項中「起立者」の次に「及び挙手の方法による挙手者」を加える。

第132条第1項に次の1号を加える。

- (3) 電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いる投票による方法であつて、その投票の真正性及び秘密性が担保できるものとして委員長が認める方法（以下「オンライン投票による方法」という。）

第133条第2項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、オンラインによる方法で出席している委員がいる場合において無記名投票を行うときは、オンライン投票による方法により行う。

第134条第1項中「第132条第1項第2号」の次に「及び第3号」

を、「無記名投票」の次に「(前条第2項の方法によるものを除く。)」を加え、同条第2項中「第132条第1項第2号」の次に「若しくは第3号」を、「行う場合」の次に「又は前条第2項の方法により無記名投票を行う場合」を加える。

第136条に次の1号を加える。

(3) オンライン投票による方法

第137条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第138条第2項中「, 法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第139条第1項中「配布する」を「配付する」に改める。

第140条第1項中「配布」を「配付」に、「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第140条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第141条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員はオンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出てその許可を得なければならない。

第142条第1項中「意見を付け、議長」を「議長」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第151条中「、外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に、「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第156条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第158条中「すべて」を「全て」に改める。

第160条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の1項を加える。

(代理弁明)

第160条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第165条第4項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 協議等の場の招集権者は、その構成員が条例第14条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員会の例により、オンラインによる方法によって当該協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。